

住まいるCarレスキュー会員規約(一般会員向け)

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、株式会社レスキューネットワーク(以下運営者といいます)がコールセンター業務を行うロードサービス及びハウスサポート「住まいるCarレスキュー」(以下本サービスといいます)の利用に関し、運営者および利用者双方が遵守すべきものとして定めるものです。

第2条(会員制)

本サービスは会員制とし、本規約および運営者所定の「住まいるCarレスキュー サービス利用規定」(以下利用規定といいます)を承認のうえ本規約に基づき入会した者(以下会員といいます)を対象に提供されるものとします。

第3条(本部所在地)

運営者の本部は、運営者の本社所在地である東京都江東区亀戸 6-26-5 におくものとします。

第4条(サービスの実施等)

1. 本サービスは、運営者の取次ぎにより、運営者と提携している事業者(以下サービス実施者といいます)がその名義と責任において実施するものであり、本サービスの提供に起因する車両や建物等の損傷、人身事故、損害等について、運営者は一切その責を負わないものとします。
2. 本サービスの内容は、利用規定において定めるものとします。
3. 本サービスの提供は、日本国内に限るものとします。

第5条(規約の変更)

運営者は、本規約、利用規定およびその他本サービスに関する運営者所定の諸規定等を予告なく変更することができるものとします。当該変更は、運営者が運営者のホームページ(<http://www.cr70.com/>)に当該変更内容を掲載した時点をもって、全ての会員に適用されるものとします。

第2章 入会

第6条(会員)

1. 本サービスへの入会申込は、運営者または運営者所定の本サービス販売事務等取扱店(以下取扱店といいます)へ、以下の各号の手続きを要するものとします。
 - (1) 運営者所定の申込関連書類(以下申込書といいます)の提出。
 - (2) 申込者本人の身分の証明(運転免許証等の提示)。
 - (3) 運営者所定の年会費の納付。
2. 会員は、前項の入会申込時に申込書において、本サービスにおけるレッカーサービスのけん引または車両積載車による運搬後の指定移動先を登録することができるものとします。なお、当該登録は、原則として入会申込時に行うものとし、また、当該登録が無い場合、当該移動先については運営者の判断により決定されるものとします。
3. 本サービスにおけるハウスサポートの実施対象住居は、第1項の入会申込時に申込書において登録した申込者の自宅とします。なお、当該登録住居は申込者の自宅に限られるものとし、当該登録住居の住所が、第1項2号の証明に記載される申込者住所と異なる場合は、当該登録住居における申込者の権限を証する書面(運営者が承認する書類とし、住民票等が該当します)を、運営者または取扱店へ提出するものとします。
4. 運営者または取扱店は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。

第3章 会員資格

第7条(会員資格の取得)

1. 第6条の手続きを経て運営者が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとします。
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

第8条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の初年度有効期間は、その取得日から1年経過した日の当月末日までとします。
2. 運営者及び取扱店から会員への継続案内は行なわれないものとします。

第9条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した時点で会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員からの中途退会の申し出。
- (2) 会員資格有効期間の満了。
- (3) 運営者による除名。
- (4) 会員の死亡。

第10条(除名)

運営者は、次の各号のいずれかの事由が生じた会員につき、何らの通知・催告なしに、当該会員を除名することができるものとします。なお、運営者は、当該除名会員からの入会及び継続の申込みを拒絶できるものとします。

1. 本規約、利用規定またはその他運営者所定の諸規定等に違反したとき。
2. 運営者、取扱店、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、またはそのおそれのある行為を行ったとき。
3. 短期間内に同一または類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適格と判断した場合。
4. 強制執行を受けたり、手形の不渡りを出したり、破産の申立てがあるなど経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき。

第4章 会費

第11条(納付)

会員は、入会年度の年会費を、運営者の指定する方法で支払うものとします。

第12条(年会費の返還と金額の変更)

1. 会員は、事由の如何を問わず(会員証の有効期間途中で資格を喪失した場合も含まれます)、年会費の返還を求めることはできないものとします。

第5章 会員証

第13条(会員証)

1. 会員に交付する会員証は、運営者所定の「住まいるCarレスキュー」会員証をもって運営者の会員証とします。
2. 会員証の交付は初年度のみとします。但し、運営者は、会員が会員証を紛失・汚損した場合、当該会員が希望する場合のみ、運営者所定の手続により会員証を再発行するものとします。

第14条(会員証の提示等)

1. 会員は、本サービスを利用する際には、本会の有効な会員であることを証するために、会員証および会員本人の身分確認のできる運転免許証等を運営者及びサービス実施者等に提示する義務を負うものとします。
2. 会員は、運営者及びサービス実施者等に前項の会員証等を提示できないときは、本サービスの提供を受けられないことがあり、この場合、運営者及びサービス実施者等は会員に対し、返金その他如何なる補償も行わないことを、会員はあらかじめ了承するものとします。

第15条(会員証の管理)

1. 運営者が会員に交付する会員証の所有権は、運営者に帰属するものとします。
2. 会員は、会員証を自己の責任で管理・使用するものとし、会員による会員証の紛失等および第三者による会員証の偽造・不正利用等により会員が蒙った損害等について、運営者は責任を負わないものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。

第6章 その他

第16条(規約等の遵守)

会員は、本規約の他、利用規定、その他運営者所定の規約・細則等に従うものとします。

第17条(届出等)

1. 会員は、申込書に記載した事項及び第6条に基づき登録した事項に変更が生じた場合は、運営者所定の手続により直ちに運営者に届け出なければならないものとします。
2. 運営者は、前項の届出に基づき、運営者所定の手続により変更登録を行うものとします。
3. 運営者は、前項の変更登録が完了するまでの間は、当該変更がないものとみなすことができるものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第19条(個人情報の取扱いについて)

1. 運営者、取扱店及びサービス実施者(以下総じて運営者等といいます)は、会員が運営者等へ提出した各種書類(本サービスに関する申込書、預金口座振替依頼書、証明書類等)、本サービス実施時の作業伝票に記載した情報及び運営者等が本サービス提供時に知り得た情報(事故・故障等の情報及び問合せ情報等を含み、以下個人情報といいます)を、法令により認められる場合を除き、次の各号の利用目的の範囲内で利用します。
 - (1)本サービスの提供及び実施。
 - (2)本サービスを円滑に運営するための顧客管理及び会員または会員が指定した先への連絡。
 - (3)本サービスの提供及び実施のためにサービス実施者へ提供すること。
 - (4)各種問合せ等への対応や本サービス向上のために統計データとして分析を行うこと。
 - (5)取扱店及び本サービスの実施につき運営者へ委託した委託元(以下委託元といいます)に対して本サービスの実施状況を報告すること。
 - (6)その他上記に付随、関連する業務の遂行。
2. 運営者及び取扱店は、個人情報を次の各号の利用目的の範囲内で利用します。なお、運営者及び取扱店の会員への連絡方法は郵便、電話、電子メール等の方法によるものとします。
 - (1)本サービスに関する継続のご案内。
 - (2)車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険満期のご案内。
 - (3)商品及びサービス並びに各種キャンペーン等の開催についてのご案内。
 - (4)商品開発及びサービス向上等のための各種アンケートの実施。
 - (5)その他上記に付随、関連する業務の遂行。
3. 運営者は、第1項及び前項の利用目的のため、取扱店、サービス実施者及び委託元に対する提供を 目的として個人情報を取扱うものとし、会員はこれを予め同意するものとします。
4. 運営者における個人情報の取扱いについては、運営者のホームページ(<http://www.cr70.com/>)において掲載するものとします。

以上